

平成29年度

教育委員会定例会
(2月)



平成30年2月9日(金)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 平成30年2月9日（金） 午後3時
場所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第12号 鹿屋市障害児就学指導委員会条例の一部改正について (P 2)
 - (2) 議案第13号 平成29年度鹿屋市一般会計補正予算（第7号）について (P 7)
- 5 報告
 - (1) 寿北小学校校舎増改築工事について (P 9)
 - (2) 王子町境界地域における指定学校変更の取扱いについて (P 11)
 - (3) 平成30年度鹿屋市立鹿屋看護専門学校入学試験結果報告 (P 13)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
 - (1) 「ヒメとヒコ」について
 - (2) 「第3回キッズビジネスタウン」について
- 8 閉会

議案第12号

鹿屋市障害児就学指導委員会条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成30年2月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

学校教育法施行令の一部改正に伴い、就学時に加えて就学後も教育的助言を行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例（案）

鹿屋市障害児就学指導委員会条例（平成23年鹿屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市教育支援委員会条例

本則（第1条を除く。）中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第1条中「就学について適切な指導」を「適切な就学指導及び継続した教育支援」に改め、「鹿屋市障害児就学指導委員会（以下「就学指導委員会」という。）」を「鹿屋市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）」に改める。

第2条第3号中「就学指導」の次に「及び教育支援」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「障害児就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に、「障害児就学指導委員会専門委員」を「教育支援委員会専門委員」に改める。

鹿屋市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○<u>鹿屋市教育支援委員会条例</u> 平成23年6月30日条例第20号</p> <p><u>鹿屋市教育支援委員会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 障害のある児童及び生徒の<u>適切な就学指導及び継続した教育支援</u>を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、<u>鹿屋市教育支援委員会</u>(以下「<u>教育支援委員会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>教育支援委員会</u>は、次の事項について調査審議する。</p> <p>(1) 就学猶予及び免除の適否の判断に関する事項</p> <p>(2) 特別支援学校に入学し、又は特別支援学級に入級する必要があると認められる児童及び生徒の総合的検査及び調査並びにその判断に関する事項</p> <p>(3) その他就学指導<u>及び教育支援</u>に関する事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>教育支援委員会</u>は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから鹿屋市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 小・中学校長</p> <p>(2) 特別支援教育に関する教諭</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 児童福祉施設職員</p> <p>(5) 福祉関係職員及び教育関係職員</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>○<u>鹿屋市障害児就学指導委員会条例</u> 平成23年6月30日条例第20号</p> <p><u>鹿屋市障害児就学指導委員会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 障害のある児童及び生徒の<u>就学について適切な指導</u>を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、<u>鹿屋市障害児就学指導委員会</u>(以下「<u>就学指導委員会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>就学指導委員会</u>は、次の事項について調査審議する。</p> <p>(1) 就学猶予及び免除の適否の判断に関する事項</p> <p>(2) 特別支援学校に入学し、又は特別支援学級に入級する必要があると認められる児童及び生徒の総合的検査及び調査並びにその判断に関する事項</p> <p>(3) その他就学指導に関する事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>就学指導委員会</u>は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから鹿屋市教育委員会(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 小・中学校長</p> <p>(2) 特別支援教育に関する教諭</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 児童福祉施設職員</p> <p>(5) 福祉関係職員及び教育関係職員</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p>

改正後	改正前
<p>2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第5条 教育支援委員会に会長及び副会長1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、教育支援委員会を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 教育支援委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (資料の要求)</p> <p>第7条 教育支援委員会は、教育委員会に必要な資料の提出を求めることができる。 (専門委員)</p> <p>第8条 就学判断及び指導について専門的事項を審査させるため、教育支援委員会に専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 心理学について学識経験を有する者</p> <p>(2) 言語障害及び情緒障害教育について学識経験を有する者</p> <p>(3) 医師</p> <p>(4) 県立特別支援学校の教員</p> <p>3 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 専門委員が欠けた場合の補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (守秘義務)</p> <p>第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職</p>	<p>2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第5条 就学指導委員会に会長及び副会長1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、就学指導委員会を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 就学指導委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (資料の要求)</p> <p>第7条 就学指導委員会は、教育委員会に必要な資料の提出を求めることができる。 (専門委員)</p> <p>第8条 就学判断及び指導について専門的事項を審査させるため、就学指導委員会に専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 心理学について学識経験を有する者</p> <p>(2) 言語障害及び情緒障害教育について学識経験を有する者</p> <p>(3) 医師</p> <p>(4) 県立特別支援学校の教員</p> <p>3 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 専門委員が欠けた場合の補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (守秘義務)</p> <p>第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職</p>

改正後	改正前
<p>を退いた後も、また、同様とする。 (庶務)</p> <p>第10条 <u>教育支援委員会</u>の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。 (委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>を退いた後も、また、同様とする。 (庶務)</p> <p>第10条 <u>就学指導委員会</u>の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。 (委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

鹿屋市報酬及び費用弁償条例の一部改正 新旧対照表 (附則第2項関係)

改正後	改正前																																																												
<p>○鹿屋市報酬及び費用弁償条例 平成18年1月1日条例第49号 別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">46,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: right;">7,700円</td> </tr> <tr> <td>中略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>教育支援委員会委員</u></td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">4,900円</td> </tr> <tr> <td><u>教育支援委員会専門委員</u> (教授及び医師)</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">18,300円</td> </tr> <tr> <td><u>教育支援委員会専門委員</u> (准教授及び臨床心理士)</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">15,300円</td> </tr> <tr> <td><u>教育支援委員会専門委員</u> (教授、医師、准教授及び臨床心理士を除く。)</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">10,200円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給額		教育委員会委員	月額	46,000円	略			公平委員会委員長	日額	7,700円	中略			<u>教育支援委員会委員</u>	〃	4,900円	<u>教育支援委員会専門委員</u> (教授及び医師)	〃	18,300円	<u>教育支援委員会専門委員</u> (准教授及び臨床心理士)	〃	15,300円	<u>教育支援委員会専門委員</u> (教授、医師、准教授及び臨床心理士を除く。)	〃	10,200円	略			<p>○鹿屋市報酬及び費用弁償条例 平成18年1月1日条例第49号 別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">46,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員長</td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: right;">7,700円</td> </tr> <tr> <td>中略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>障害児就学指導委員会委員</u></td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">4,900円</td> </tr> <tr> <td><u>障害児就学指導委員会専門委員</u> (教授及び医師)</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">18,300円</td> </tr> <tr> <td><u>障害児就学指導委員会専門委員</u> (准教授及び臨床心理士)</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">15,300円</td> </tr> <tr> <td><u>障害児就学指導委員会専門委員</u> (教授、医師、准教授及び臨床心理士を除く。)</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">10,200円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給額		教育委員会委員	月額	46,000円	略			公平委員会委員長	日額	7,700円	中略			<u>障害児就学指導委員会委員</u>	〃	4,900円	<u>障害児就学指導委員会専門委員</u> (教授及び医師)	〃	18,300円	<u>障害児就学指導委員会専門委員</u> (准教授及び臨床心理士)	〃	15,300円	<u>障害児就学指導委員会専門委員</u> (教授、医師、准教授及び臨床心理士を除く。)	〃	10,200円	略		
区分	支給額																																																												
教育委員会委員	月額	46,000円																																																											
略																																																													
公平委員会委員長	日額	7,700円																																																											
中略																																																													
<u>教育支援委員会委員</u>	〃	4,900円																																																											
<u>教育支援委員会専門委員</u> (教授及び医師)	〃	18,300円																																																											
<u>教育支援委員会専門委員</u> (准教授及び臨床心理士)	〃	15,300円																																																											
<u>教育支援委員会専門委員</u> (教授、医師、准教授及び臨床心理士を除く。)	〃	10,200円																																																											
略																																																													
区分	支給額																																																												
教育委員会委員	月額	46,000円																																																											
略																																																													
公平委員会委員長	日額	7,700円																																																											
中略																																																													
<u>障害児就学指導委員会委員</u>	〃	4,900円																																																											
<u>障害児就学指導委員会専門委員</u> (教授及び医師)	〃	18,300円																																																											
<u>障害児就学指導委員会専門委員</u> (准教授及び臨床心理士)	〃	15,300円																																																											
<u>障害児就学指導委員会専門委員</u> (教授、医師、准教授及び臨床心理士を除く。)	〃	10,200円																																																											
略																																																													

議案第13号

平成29年度鹿屋市一般会計補正予算（第7号）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成30年2月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成29年度鹿屋市一般会計補正予算（第7号）のうち教育委員会の所管に係る分について、教育長の臨時代理によって市長に意見を申し出たので、報告し承認を求める。

平成 29 年度 3 月補正予算の概要

【教育総務課】

1 補正の理由

中学校施設大規模改造事業等について、入札執行残等により減額補正を行うもの

2 補正の内容

- (1) 中学校施設大規模改造事業 補正額▲1,778 千円
入札執行残による減額
- (2) 鹿屋女子高活性化事業 補正額▲1,892 千円
入札執行残による減額
- (3) 学校給食改革推進整備事業 補正額▲1,506 千円
入札執行残による減額
- (4) 公立学校施設現年発生補助災害復旧事業 補正額▲3,650 千円
対象となる災害がなかったため、全額を減額するもの

事業名	区分	当初予算	3月補正額	補正後予算額
中学校施設大規模改造事業	事業費	33,077	▲1,778	31,299
	国庫補助金等	30,400	▲1,700	28,700
	一般財源	2,677	▲78	2,599
鹿屋女子高活性化事業	事業費	8,783	▲1,892	6,891
	国庫補助金等	3,000	730	3,730
	一般財源	5,783	▲2,622	3,161
学校給食改革推進整備事業	事業費	10,916	▲1,506	9,410
	国庫補助金等	10,200	▲1,900	8,300
	一般財源	716	394	1,110
公立学校施設現年発生補助災害復旧事業	事業費	3,650	▲3,650	0
	国庫補助金等	3,622	▲3,622	0
	一般財源	28	▲28	0

【学校教育課】

1 補正の理由

小学校スクールバス運行业務委託事業等に係る入札執行残について、減額補正するもの

2 補正の内容

- (1) 小学校スクールバス業務委託事業 補正額▲7,000 千円
入札執行残による減額
- (2) かのや I C T 教育推進事業（小学校） 補正額▲5,546 千円
入札執行残による減額
- (3) かのや I C T 教育推進事業（中学校） 補正額▲2,202 千円
入札執行残による減額

事業名	区分	当初予算	3月補正額	補正後予算額
小学校スクールバス業務委託事業	事業費	54,083	▲7,000	47,083
	国庫補助金等	3,044	0	
	一般財源	51,039	▲7,000	
かのや I C T 教育推進事業（小学校）	事業費	14,860	▲5,546	9,314
	国庫補助金等	0	5,151	5,151
	一般財源	14,860	▲10,697	4,163
かのや I C T 教育推進事業（中学校）	事業費	4,162	▲2,202	1,960
	国庫補助金等	0	1,958	1,958
	一般財源	4,162	▲4,160	2

報告 (1) 寿北小学校校舎増改築工事について

小学校校舎増改築事業概要

○寿北小校舎増改築防音併行工事

1 事業の目的

鹿屋東中学校区内の児童の増加に伴い、寿北小学校は特別教室を普通教室に転用する等、教育活動に支障を来たしている状況にある。

このことから、教室棟の新築により施設整備を行い教育環境の改善を図る。

2 事業概要

- (1) 構造・面積 鉄筋コンクリート造3階建て 延べ床面積：1,679 m²
- (2) 種 別 新教室棟 新築
- (3) 事 業 費

平成 29 年度 (30 年度へ繰越)		平成 30 年度		財源内訳		備考
委託料 (監理委託)	25,000	委託料・事務費外	10,735	国 費	215,352	文科省・防衛省
工事請負費	173,807	工事請負費	435,056	合併特例債	386,300	起債額 95%
計	176,307	計	445,791	一般財源	20,446	
		合計	622,098	合計	622,098	

- (4) 事業スケジュール (工期 平成 30 年 3 月末～平成 31 年 1 月末)

平成 29 年度		平成 30 年度	
4 月	補助金交付内示 (文科省)	4 月	補助金交付内示 (防衛省)
6 月	補助金交付決定 (文科省)	5 月	補助金交付決定 (防衛省)
2 月	入札・仮契約・契約議案	5 月	変更仮契約・契約議案
3 月	3 月議会・議決	6 月	6 月議会・議決
3 月	工事着手	1 月	完成
		2 月	供用開始 (予定)

※防衛省補助金申請、執行スケジュール等について、九州防衛局と協議を行う。

- (5) 整 備 室 普通教室 (5 室) 多目的教室 (5 室) 図書室 (1 室) 家庭科室 (1 室) **計 12 室**
その他共用室等 (児童トイレ・多目的トイレ・EV・昇降口)
- (6) 建 築 設 備 ・電気設備・給排水衛生設備・空調設備・昇降機設備
- (7) 附 帯 整 備 ・渡り廊下・太陽光発電設備 20 k w

3 入札について

○平成 30 年 2 月 1 日 建築工事入札

入札結果

落札金額 448,200 千円 (税込)

落札業者 豊明・上之段・黒松・橋口特定建設工事共同企業体

※3 月議会にて建築住宅課から議案上程

○笠野原小校舎増改築防音併行工事

1 事業概要

- (1) 構造・面積 構造：鉄筋コンクリート造3階建て 延べ床面積：2,684㎡
 (危険改築面積：1,504㎡ 増築面積：1,180㎡)
 既設管理棟 耐力度点数：3,762点 (4,500点以下が危険建物となる。)
- (2) 種 別 管理教室棟 新築
- (3) 事業費 1,052,735千円

平成29年度		平成30年度		財源内訳		備考
委託料・事務費	16,664	委託料・事務費	22,460	国 費	208,919	文科省・防衛省
工事請負費	273,270	工事請負費	740,341	合併特例債	735,700	起債額95%
計	289,934	計	762,801	一般財源	108,116	
合計		1,052,735		合計	1,052,735	

(4) 事業スケジュール

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
7月	基本実施設計着手	4月	補助金交付内示(文科・防衛)	8月	完成
11月	地質調査着手	6月	補助金交付決定(文科・防衛)	9月	供用開始(予定)
3月	実施設計完了	8月	入札・仮契約・契約議案		
・建設検討委員会設置		9月	9月議会・議決		
		10月	工事着手		

- (5) 整備室 管理諸室(校長室、職員室、保健室、事務室、用務員室、職員厚生室、給食受配室)
 普通教室(10) 特別支援教室(2) 多目的教室(2) 図書室(1) 理科室(1)
 音楽室(1) 教育相談室(1) 児童会室(1) 放送・印刷室(1) **計27室**
 その他共用室等(児童トイレ・多目的トイレ・EV・教材室他)
- (6) 建築設備 ・電気設備・給排水衛生設備・空調換気設備・昇降機設備
- (7) 付帯整備 ・渡り廊下・太陽光発電設備20kw

2 笠野原小学校進捗状況

- ・平成29年10月5日着手
- ・平成30年8月20日完成予定
- ・1月末現在進捗率
 - 建築 約20%
 - 設備 約8%

王子町境界地域における指定学校変更の取扱いについて

1 これまでの指定学校変更の取扱いについて

- (1) 王子町地域については、鹿屋小学校及び鹿屋中学校が指定学校となっている。
(鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則：平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 10 号)
- (2) 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 8 条に基づき、指定学校変更申立許可基準を定め、指定学校変更を許可している。(鹿屋市指定学校変更事務取扱要領：平成 18 年 10 月 1 日制定)
- (3) 境界地域については、指定学校変更申立許可基準における「特殊事情」の「地域的配慮」の区分として定めており、特定の指定学校の境界地域に居住している場合に指定学校変更を許可している。
- (4) 課題となる事項
 - ・ 王子町と札元 2 丁目との境界地域については、農業振興地域指定時に既に建築されていた住居を考慮し、境界線から一本王子町側に入った道路までの地域を寿北小学校及び鹿屋東中学校への通学を許可してきた。
 - ・ 本地域については、平成 17 年、農業振興地域指定が全て除外されたが、それ以降も、申請があった境界地域に在住の児童生徒については指定学校変更を許可してきた。

2 平成 29 年度 寿北小学校及び鹿屋東中学校における児童生徒の状況

(平成 29 年 5 月 1 日時点)

	児童生徒数	うち指定校変更した児童・生徒数
寿北小学校	925 人	24 人(鹿屋小学校から)
鹿屋東中学校	892 人	6 人(鹿屋中学校から)

3 今後の取扱い

- 平成 30 年度より、「王子町境界地域」であることを理由には、指定学校変更を認めない。ただし、以下の 2 点の特例を設ける。
 - 1 現在許可をしている児童生徒及びその同居している弟妹で申請のあった児童生徒については、卒業(中学校)まで許可する。
 - 2 平成 29 年度までに土地の購入・譲渡もしくは賃貸借契約があった家庭の児童生徒については、申請があった場合卒業(中学校)まで許可する。
- 他の指定学校変更申立許可基準に適合し、申請のあった場合は、指定学校変更を許可する。

4 適用年月日 … 平成 30 年 4 月 1 日

5 取扱いの根拠

- (1) 寿北小学校及び鹿屋東中学校が設立された時期における地域の実態（農業振興適用地域の家屋状況）と、平成 17 年までに農業振興地域指定が除外された現況では、家屋の立地状況が大きく変容しているため。
- (2) 現在住宅開発地域である王子町については、土地の分譲や住宅建設が増加しており、今まで認めていた境界地域を認めていくと、本来の境界の区別がつかなくなるため。
- (3) 寿北小学校及び鹿屋東中学校については、大規模校であり、児童生徒数の推移についても、引き続き増加傾向にあることから大規模解消に向けては、指定学校変更を推進するべきではないため。

6 今回の変更に伴うメリット

- ア 王子町町内会の親睦・交流の促進の強化及び地域行事の活性化に繋がる。
- イ 住所(居住地)に基づいた通学区域での児童生徒数の自然増減推移に近づく。
- ウ 学校規模適正化(学校再編)に本来の児童生徒数の実態を反映させていくことができる。

報告 (3) 平成 30 年度鹿屋市立鹿屋看護専門学校入学試験結果報告

平成 30 年度

鹿屋市立鹿屋看護専門学校受験・合格状況報告

平成 30 年 1 月 25 日 (木) 現在

募集定員	30名	
志願者数	推薦	7人 (うち男性0人)
	A日程	27人 (うち男性8人)
	B日程	2人 (うち男性0人)
受験者数	34人 (うち男性8人)	
試験会場	鹿屋市西原3丁目7番40号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校	

受験内容	入学試験日	受験者数	合格者数
一般推薦 (高校生受験)	H29年11月5日(日)	7人 (うち男性0人)	7人 (うち男性0人)
一般入学試験A日程 (社会人・高校生受験)	H30年1月21日(日)	25人 (うち男性8人)	21人 (うち男性6人) (補欠者含む)
一般入学試験B日程 (社会人のみ受験)	H29年11月5日(日)	2人 (うち男性0人)	2人 (うち男性0人)
合計		34人 (うち男性8人)	30人 (うち男性6人)

合格発表

平成30年1月30日(火) 午前10時
鹿屋看護専門学校に掲示し、本人へは文書で通知
鹿屋市のホームページの新着情報に掲載

補欠合格通知者

2人 (うち男性1人)